平成２５年（フ）第１１５号
茨城県常総市孫兵ヱ新田278番地
債務者　中村　好光
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１１６号
茨城県常総市崎房932番地47、前住所奈良県香芝市五位堂５丁目144番地１　レオパレスハルサキ206号
債務者　篠﨑　友美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１１７号
茨城県筑西市海老江846番地２
債務者　関　　正勝
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２５号
茨城県常総市豊岡町乙1088番地１
債務者　松木　健二
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１３０号
茨城県筑西市女方18番地３　ロードハイツ302
債務者　渡邊　京子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１３２号
茨城県筑西市新治1994番地５　第一竹川住宅９号、住民票上の住所長崎県長崎市小江原３丁目31番28号　荒木方
債務者　松本　豊健
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１３６号
茨城県結城市大字林726番地１　市営上林住宅３―12
債務者　園田　明江
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１３７号
茨城県下妻市北大宝252番地２
債務者　稲葉　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１９５号
愛知県江南市藤ケ丘２丁目１番地１　江南団地24棟301号
債務者　峯尾　常詞
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２号
京都府南丹市園部町木崎町下ヲサ６番地10
債務者　前田　成昭
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
京都府亀岡市北河原町１丁目６番29―106号
債務者　由里　和久
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２３７６号
福岡市早良区昭代２丁目11番23号
債務者　吉田　果枝（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４号
福岡市早良区原４丁目23番15―405号
債務者　片山　　聡
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５号
福岡市早良区原４丁目23番15―405号
債務者　片山　和子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３２号
福岡県大野城市栄町２丁目５番24―201号デイズマンション
債務者　指方　晋吾（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８７号
福岡県糸島市神在405番地神在団地Ａ棟208号
債務者　入里　康隆
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６１１号
福岡市早良区荒江３丁目23番20号
債務者　久保　晃子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３７号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目30番地ブロード博多南401号
債務者　伊藤　正人
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部